

四日市市上下水道局告示第33号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年6月16日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成29年6月30日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

- (1) 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

札幌町、山城町、東垂坂町、垂坂町、大字羽津、大矢知町、東坂部町、尾平町の各一部

- (2) 四日市市寿町2番8号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

松本三丁目、松本六丁目、西松本町、ときわ四丁目、日永西五丁目、小古曾一丁目、小古曾二丁目、小古曾三丁目、大字泊村、小林町、智積町、桜町の各一部

- (3) 四日市市楠町北五味塚1085番地18、北勢沿岸流域下水道南部浄化センターを終末処理場とする区域

采女町の一部

4 縦覧期間

平成29年6月16日から平成29年6月30日まで

(上下水道局 管理部 生活排水課)